

令和7年度 四万十町都市計画審議会会議録

開催日時： 令和7年6月23日（月） 午前11時00分～

開催場所： 本庁（東庁舎）1階 多目的大ホール

出席委員： 四万十町都市計画審議会委員

（別紙「四万十町都市計画審議会委員名簿」参照）

事務局： 建設課 課長 下元 敏博、副課長 吉村 紀一郎、建設総務係長 桑瀬 正一

説明者： 企画課 四万十川振興室 室長 津野 史司

○司 会（建設課 副課長）

四万十町都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上、全員出席を頂いてますので、審議会が成立いたしておりますので、只今より令和7年度四万十町都市計画審議会を開催いたします。

本来であれば条例第4条にありますように、会長が本会を招集し、議長を勤めるべきですが、今回が初めての会で会長が決まっておりませんので、事務局で召集させていただきました。

また、本会議の議事録署名委員ですが、武田委員と山本委員にお願いします。

申し遅れましたが、私は当審議会事務局の四万十町役場建設課吉村と申します。議案第1号会長の選任までを私の方で進行させていただきます。

開催にあたりまして、当審議会事務局である建設課の課長、下元より一言ごあいさつ申し上げます。

○あいさつ（建設課 課長）

<建設課長あいさつ>

○自己紹介

<芝委員より時計回りで自己紹介>

○ 議案第1号

・ 審議会会長の選任について

審議会の会長は委員の互選となっておりますので、どなたか推薦していただく方法で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（事務局の方でお願いします）

事務局案として芝委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

<会長は芝委員に決定>

○ 議案第2号

・ 四万十町景観計画の変更（案）について

議長 議案となっておりますが、議決を求めるものではなく、答申という形になっておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

それでは、議案第2号「四万十町景観計画の変更（案）」について、ご説明をお願いします。

説明者 <資料を基に説明を行う>

議長 以上の説明となりますが、質疑のある方はご質問いただきたいと思います。

委員 マンセル値4以上というのはどういう色ですか。

説明者 今までのマンセル値 10 未満というのが、真黄色や真赤でも 10 未満で適用になっていました。4 以下となると少し黒みがかった黄色でも 4 以下ということで指定されておりますので、4 以下というのが四万十市の計画でもなっており、全国的にも 4 以下という計画が一般的なのかなという所で、今回 4 以下ということで統一させてもらっております。決して 4 以下になったからといって急に暗くなるという色ではございません。

委員 それは何か測る機械か何かがありますか。

説明者 マンセル値の色彩表というのがあり、申請が出てきたら照らし合わせて確認します。

委員 (とある店舗)の色が薄くさせられた経緯があるけども、(その店舗)本来の色はひっかかるということですよ。

説明者 これまでも、色でいうと(とある店舗)の色とかも、実際はもっと明るい色かと思うんですけども、ちょっと暗めに設定されていたり、(とある店舗)の色であったりですよ、あれもちょっとトーンを抑えた形で、たぶん当時の現計画の 10 以上で明るすぎたということで、訂正をしたということは聞いております。

委員 条例に違反した場合はどうなりますか。

説明者 条例に違反したら景観法に記載されておりますが、例えば無許可の場合 30 万円以下の罰金が景観法の中に規定されておまして、さらに法律で無許可であったり変更届に従わなかったり、そういうものについても同じく 30 万円以下の罰金という形では実際に規定はされております。

ただ今まで実際に罰金を支払ったということはなく、やはり気づいた時点できちんと計画を直してくださいという形で対応するのが一般的なようです。

委員 前に四万十市で大規模ソーラー発電施設が中止になったけども、あれは景観条例にひっかかってのことですか。

説明者 私の聞いたところでは、四万十市の景観条例で争ったというよりは、四万十川条例の方でひっかかって、県から事務移行されている四万十市と争う形になったと聞いております。というのも景観法自体は法定計画で業者の方もしっかりこちらについては計画で決まっているということで対応していくようですけども、四万十川条例については県条例ということもあり、そこについて一部解釈の違いなどで争ったと聞いております。

今回実際に四万十市の条例も大規模だったもので、四万十町でも例えばそういう計画が起こりえないということはないというのがありますので、実際に届出の規模であったりそういうものは流域で統一していこうという形になっております。四万十町でも少しでもソーラーについては全国的に色々問題になっているところがこの何年かでもありますので、そういうものを町の景観計画でも駄目とは言いませんが、まずは届出してくださいという形の景観計画の内容になっています。

委員 今回新たに第3種地区を設けるとい形だと思いますが、新たに指定された地区の方々が生活や事業、林業、農業をするにあたって、何か影響が出ると考えられることはどんなことがありますか。

説明者 第3種地区の基準を見ていただいたら、建物を建てる場合や取り壊したりする場合についてですけども、基本的に全行為届出が必要になります。10 m²未満は除くということを書いてありますけども。

実際に今回の集落の中で影響があるかといったら、大きな建物を建てない限りはそこまで影響がないと思っております。というのも、第3種地区で今まで景観計画の中で良く提出されてきたのは、電柱や鉄塔、ケーブルの電波塔などがほとんどの申請が出されてきてまして、実際に家を建てたい、立て直したいという方については、確かに計画は出てきたんですけども、全行為となっても今までも出してもらってましたので、そんなに大きな計画でなければ、今回新たに全行為となってもそこまで大きな影響はないという風には思っています。

おります。

委 員 四万十川沿いの植林の伐採について皆届出は出ていますか。

説明者 28 ページ、29 ページに届出が適用されない行為になるんですけども、ご質問が多かった項目で、林業や農業を営む上で通常行われている維持管理については、届出は必要ないですよというところですよ。例えば農業や林道で道を抜きたいというところであつたらですね、それは農業林業を営んでいるものなので、こういうものは必要ありません。ただ皆伐は届出が必要になりますというところですよ。

委 員 皆伐した場合には植林をするとか在来種を植えるなど、先に指導はあるということですね。

説明者 そうですね。

今までも間伐については特に届出は必要ありませんでしたので、第1種地区とか第2種地区であっても特に何か届出はありませんでした。

委 員 四万十川沿いで皆伐している所は出てきていますか。

説明者 少ないですけども、件数は。

大規模については、それは届出してもらわないといけない所になります。

28 ページに、ご質問多いところですので、「林業を営むために行う行為のうち、以下に該当するもの」②の中で「スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為」で「※皆伐の場合は届出が必要です」となっています。

委 員 住民にここが1種地区、2種地区、3種地区という周知はしますか。

説明者 もちろん周知させていただこうと思っています。ただ、今案をですね都市計画審議会、景観協議会、またパブリックコメント、そして続く議会への提案において議決後ですよ、期間を設けてですねケーブルテレビであつたり広報であつたり、わかりにくい内容ではあるので1回きちんと説明させてもらった上で、周知はしていこうかと考えています。

委 員 50 ページ51 ページに出ている景観重要公共施設の河川と道路の整備方針は、今回この項目全部が新しく追加になったということですね。

説明者 そうですね。元々整備方針は四万十町の景観計画でも書いていたんですけども、少しはつきりとしていないというか、なんとなく整備方針というよりは四万十川全体のどうやっていこうかというようなことしか書いていなかったの、5市町でですね共通した内容で整備方針を道路と河川について書いています。追加という形で、四万十町の景観計画の場合は。

委 員 考え方としては整備方針なので、それによって何か例えば四万十川の管理について、国道の管理について、注文が来ることはあくまでもなくて、こちら側が自発的にすることに対して、それをする場合についてはこの方針に基づいて意見を言わしてもらいますよということなんですよ。

説明者 おっしゃる通りです。

委 員 具体的に河川の4つめにある「景観の整備を行う際には、必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川の景観の形成に向けた適切な管理に努める」という書きぶりですね、要するにいらんものはどんどん刈ってねという風に取りたくないという所もあつてですね、これって基準もまた比較のものすごくわかりにくいところがあつたりするのかなということもありますし、そのあたりの部分というのは何かこの下につく施行令、規則みたいなものの中でもうちょっと目安みたいなものが例えば出るのかな、同じ理屈で道路の場合であつたら「デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する」というその部分についての比較のものすごく曖昧なわかりにくい表現なので、そこらあたりをどういう風に捉えていったらいいのかっていう基準的なものももうちょっとわかるようにしてもらえたら、管理者側としては非常にわかりやすいのかなという、そこは希望という所で捉えていただいたらありがたいですけども、今後これを運用する中

- で色々困りごとが出てきたという所で書き加えたりということが将来出てくるのかもわかりませんが、そこは今の時点では意見ということで受け取っていただけたらと思います。
- 説明者 河川の所については水防林や河畔林の伐採であったり、道路についてはデザイン、色彩とかですよね、管理者との協議の中でも議論になり、当初、もっと努めるとかではなくてですよね、行うように計画するとかそういう風を書いてたんですけども、実際にはなかなか難しく、基準を作らなければいけないのかとか、そういう所で少し調整させてもらった上で、あえてぼやっとしたという言い方はあれだけでも、どちらもですよねこの基準が整備方針としてまとめさせていただいたというのが経過になります。
- おっしゃったように、この後に何か規則とかいうので細かく指定されていくというものでも特にございませんので、この方針で決まっているのは四万十川条例の方で、四万十川条例上こういう重要道路とか河川とか整備するうえで細かく細則みたいなものが決まっております。
- 委員 専門委員会とか、あっちの方にかける部分がありますので、ある意味そちらで審議をしたものであれば、規模に応じた条例届出をすればある意味スルーで行くというくらいの、判断基準はそちらでやってもらってるので、こちらは届出していただけたらという風な心持だけをこちらが持っていたらいいけるということですかね。こちらで具体的な判断基準がなくても、というような感覚。
- 説明者 それとこちらも今まで整備方針とか一切なかったもので、現計画にも書いてるわりには何を方針としたらいいのか何も書いていないというご指摘もあったので、そこについてはこういう風に一定方針で書かしてもらっておりますが、やはり細かく書いてあるのはあちらの四万十川条例の方の基準だと思いますし、あちらで守っていただいて、なおかつ適正な管理に努めていただいた上で少しでも切っていただく面があるとしたらお願いしますという形ですね。
- 委員 1種、2種、3種と届出の基準、規模があるんですけど、それっていうのは毎年毎年、事業者さんであれば一つの事業とか、我々の場合だと比較的、例えば道路にしても複数の事業で一つのエリアをやったりする、毎年毎年仕事が出ていく、業者さんも変わる、そこは一まとめの一契約単位の全体、例えば300mなら300mを今回計画をしました、その中にトンネルもあり橋もあり、という中で発注単位でなく一事業規模というような感じで考えていいんですよ。
- 説明者 一事業規模で出していただいて、その中で景観計画に触れるような変更があればまた出してくださいという形になってます。
- 委員 以前はガードレールが茶色になったり、販売機も茶色っぽい色にしたりというのがあったけども、ああいうのはまだそのまま生きているのですか。
- 事務局 前計画は自動販売機は言葉で載っていたりするんですが、今回の新しいのでは建築基準法ですとかそういう法に合わせたような文言ですもんね建築物とか工作物といった種類になっているわけなんですけども、その工作物の中に自動販売機ですとかいうのが入っていきますので、継続してですね網にかかるようなかっこうにはなっています。
- 議長 ガードレールも。
- 説明者 景観計画で話しているというよりは四万十川条例の方で細則がありまして、ガードレールは色、デザインなんかもその色にしてくださいという項目があるかと聞いてますので、実際にやるとしたら、そちらの細則に従うという形かと思います。
- 議長 他にございませんか。
- 特に意見がないということでしたら、当審議会としては特に意見はなしということで答申の方に上げていきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

議 長 私の方から、住民に周知することが一番大事かと思しますので、ケーブルなり何なりで説明してもらった方が周知徹底はできるかと思しますので、その方よりお願いしたいと思します。

それでは、このような意見が出ましたがそれも踏まえて、町の方としては色々考えて答申をしていただきたいと思います。

これを持ちまして当審議會を終わりたいと思します。どうもありがとうございました。

以上

令和7年 7 月 7 日

議事録署名人

武 田 秀 義



議事録署名人

小 平 下 鞠

